事務所通信　No.326　令和４年12月１日

社会保険労務士法人
新潟県新発田市新富町１丁目５番９号　篠田パートナーズ事務所　☎ 0254-22-5649(代)

■　令和４年12月１日からの雇用調整助成金

令和４年11月30日をもって雇用調整助成金（以下「雇調金」と表記します。）の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置（以下「コロナ特例」と表記します。）が終了します。令和４年12月１日からは、新型コロナウイルス感染症の影響による休業の場合に、経過措置として、または一部要件が緩和されて令和５年３月31日までの間運用されます。このことによる従来との変更点は以下のとおりです。

１．令和４年11月以前にコロナ特例による雇調金を利用したことがある事業主

(1) 助成金額（休業１人あたりの日額上限）

		判定基礎期間の初日	令和4年12月から令和5年1月まで	令和5年2月から令和5年3月まで
中小企業	原則		2/3 8,355円	
	特に業況が厳しい事業主		2/3（9/10） 9,000円	
大企業	原則		1/2 8,355円	
	特に業況が厳しい事業主		1/2（2/3） 9,000円	

①解雇等を行わない場合の助成率の引上げの措置は上図の括弧書きの部分です。令和５年２月からは廃止となります。



②特に業況が厳しい事業主とは、売上等が直近３ヶ月の平均で、令和１年以降の各年のいずれかの同期と比して30%以上減少している事業主です。申請の都度確認を行います。コロナ特例の終了により、従来の業況特例と地域特例も廃止されますが、従来の業況特例は特に業況が厳しい事業主の経過措置として令和５年１月まで運用されます。休業１人あたりの日額の上限は業況特例時の12,000円から大幅に減額となっています。



(2) 生産指標の再確認

令和４年12月１日以降に初日がある判定基礎期間（雇調金を支給申請する１ヶ月単位の期間で、原則毎月の賃金締め切り期間）の申請時に、生産指標の確認が行われます。判定基礎期間の初日がある月の売上高や生産高を令和１年から令和４年までのいずれかの年の同月、もしくは直近１年間のいずれかの月と比較して10%以上低下している場合に助成金が利用できます。この確認は、従来のコロナ特例を利用し始めて１年以上経過している事業主に対して行われます。また、令和４年12月１日以降に１度生産指標の確認を受ければ、その後は令和５年３月31日まで雇調金を申請することができます。



(3) 支給日数の上限

令和４年12月１日以降に初日がある判定基礎期間の申請から、支給限度日数が100日となります。それ以前に受給した日数はカウントされません。

例：対象労働者（≒雇用保険被保険者）が10人の事業主が延べ30日の休業を申請した場合
30日÷10人＝３日←この日数が100日になるまで受給可能

(4) 緊急雇用安定助成金

①雇用保険の被保険者でないアルバイト等の方が対象の緊急雇用安定助成金も、以前に利用していたことがある事業主については、雇調金の経過措置と同じ上限額と助成率が適用されます。

②初めて緊急雇用安定助成金を利用した判定基礎期間の初日が令和４年３月31日以前の場合は、令和４年12月１日以降の申請時に雇調金の経過措置と同様の生産指標確認が行われます。

③緊急雇用安定助成金には支給日数の上限は設けられていませんが、現在のところ、令和５年３月31日で制度が終了する予定です。

２．令和４年11月以前にコロナ特例による雇調金を利用したことがない事業主

コロナ特例による雇調金を利用した事がない事業主が新型コロナウイルス感染症を理由として令和４年12月１日以降に判定基礎期間の初日がある雇調金を利用する場合は、コロナ特例ではない通常の制度により申請することになりますが、一部支給要件が緩和されて適用されます。この要件緩和は令和５年３月31日までを予定しています。

(1)助成額（休業１人あたりの日額上限））

判定基礎期間の初日	令和４年12月以降
中小企業	2/3 8,355円
大企業	1/2 8,355円

※助成額は通常の制度と同じです。



(2)計画届の提出は不要

通常の制度の場合、判定基礎期間毎に休業実施前に計画届の提出が必要ですが、不要とされています。



(3)残業相殺はされません

新型コロナウイルス感染症を理由とする休業の場合は残業した分を休業日数から差し引く残業相殺はされません。

(4)短時間休業は一斉でなくても対象になります

通常制度では短時間休業は全員が一斉に実施した場合のみ助成対象となりますが、個別に実施した場合も対象となります。

上記(2)～(4)以外は通常の雇調金制度が適用されます。生産量減少の確認方法が変わり、雇用量が増えていないこと等の要件が必要になります。１年で100日、３年で150日が支給日数の上限となり、雇調金を利用して１年を経過すると１年以上のクーリング期間を空けないと再度の利用ができません。また、新型コロナウイルス感染症が理由ではない休業を令和４年12月１日以降に開始する場合は上記(2)～(4)の緩和措置も適用されず、全く通常どおりの制度となります。

■　賞与の保険料率

賞与支給時に控除する保険料率です。

〇協会けんぽ・年金機構の社会保険料
- 健康保険料率（新潟県）・・・47.55/1,000
- 介護保険料率・・・8.2/1,000
- 厚生年金保険料率・・・91.5/1,000

〇雇用保険料率
- 一般の事業・・・5/1,000
- 農林水産・清酒製造事業・・・6/1,000
- 建設の事業・・・6/1,000

■　給与のデジタル払いの解禁へ

現在、給与は労働基準法で、原則として通貨で直接労働者にその全額を支払わなければならないとされており、労働基準法施行規則において、労働者の同意を得た場合は金融機関の口座や証券会社の口座に振り込むことができるとされていますが、キャッシュレス決済の普及に伴い、電子マネー等を運営する業者の口座への給与の振込を可能にする法改正が検討されています。



～　改正案の概要　～

(1)労働者の同意が必要

(2)給与の振込先に指定できるのは厚生労働大臣の指定を受けた業者に限定

(3)銀行口座や証券総合口座への振込も選択できるようにした上で、デジタル払いについて必要な事項を説明しなければならない

上記(2)の指定を受けられる業者の要件として
①口座残高の上限を100万円以下に設定しているか、100万円を超えた場合に速やかに本人の銀行口座に超えた部分を振り込まれるようになっていること
②なりすましや不正取引等利用者に過失がなく損害を受けた場合は全額が補償されること
③１円単位で引き出すことができ、最低月１回は手数料負担なしに引き出せること

その他利用者を保全するための要件が設けられています。令和５年４月１日施行の予定です。

■ 拾い読みの読書

経営の１２ヶ条
経営者として貫くべきこと

著　者／　稲盛 和夫
出版社／　日本経済新聞社　　1,700円＋税

P21　従業員に懸命に働いてもらおうとするなら、そこには「大義名分」がなければなりません「自分はこの崇高な目的のために働くのだ」という大義名分がなければ、人間というものは心から一生懸命にはなれないのです。

P51　ビジョン、つまり会社の目標は、夢あふれるものでなければなりません。と同時に、それを実現していくための計画を具体的に立てていかなくてはなりません。

P61　具体的な目標を決めるときには、「トップダウン」だけではなく「ボトムアップ」も必要です。その部門を担当する人や責任を持つ現場の人も一緒になって「これはこうしよう、いや、ああしよう」と言い合いながら、具体的な目標数字を立てていくのです。その代わり、立てた目標数字は必ず達成してもらいます。

P97　経営において一番大事なことは、トップや経営幹部たちが「誰にも負けない努力」をしていることです。それで会社経営が決まる、と言ってもいいくらいだと思います。

P102　「もし成功を願うならば、それ相当の犠牲を払わなくてはなりません。大きな成功を願うならば、大きな犠牲を、このうえなく大きな成功を願うならば、このうえない大きな犠牲を払わなくてはならないのです」

P145　「経営とは、経営者の『意志』が表れたものである」・・目標を達成できない場合にすぐに言い訳を用意したり、目標を修正したり、なかには目標を撤回してしまったりする人がいます。そうした態度は、単に経営目標を達成出来ないだけでなく、従業員にも大きな影響を与えます。

■ 拾い読みの読書　Ⅱ

大学で何を学ぶか

著　者／　永守 重信
出版社／　小学館新書　　990円＋税

「これからの時代を生きる君たちへ」

P106　私が大学時代に最低限、鍛えておくべきだと考えているのは、「専門性」「英語力（特に会話力）」「雑談力」「ディベート力」である。

P152　いつも自分に自信がないという人は、意識して自分の自信を高めるための行動をとればいいのである。それは・・何でもいいから必死になって一番になる経験をすることだ。

P163　その他にもこれからの人材に求められるものがある。それは以下の３つの「Ｐ」である。①「プロアクティブ」人から指示を待つのではなく、自分で考えて積極的に行動できることだ。進んで自分の意見を出すことや人に言われる前に動くことも大切だ。②「プロフェッショナル」自分の専門分野をはっきりさせ、さらに磨いていくことである。③「プロダクティブ」生産性の高い仕事ができること。

P216　厳しい競争に勝ち残った経営者に共通しているのは、苦しいことに耐え、逆境や困難から逃げずにやってきたということだ。

■ 絵手紙通信



事務所 e-mail ： sinoda2@niks.or.jp　　相談役 e-mail ： srsinoda@niks.or.jp

最近の出来事から (326号)

■ 大当たり (R4.10.25)

▲新型コロナ第７波真っ只中の８月初旬、四回目のワクチン接種を終えて安堵するとともに、二年数ヶ月に及ぶ自粛生活と日々刻々と過ぎ行く残余の時を重ね合わせて焦りを覚えていた。

▲思い切って海外旅行に出かけようかなどと思っていた矢先の朝、37.7℃の熱に、買い置いた抗原検査キットで陽性を確認する事態となった。急遽予定をキャンセルし、県の受診・相談センターに電話して発熱外来の紹介を受け受診。感染の診断とともに、重症化リスク者として５日分の治療薬を貰い、県への患者登録と濃厚接触者の女房共々７日間と５日間の自宅待機を指示された。

▲やっとの思いでスマホで患者登録を済ませて間もなく、保健所から電話があり、容態確認、今後の注意事項、毎朝の容態報告を指示された。その後、県の医療調整本部からもパルスオキシメーターの貸し出しやショートメールを良く読んで指示に従うようにと電話があり、新型コロナ蔓延の中で多くの人たちが奔走していることを実感した。

▲その夜は38.0℃に上昇し、気管支に痰が絡んで咳こむ状態が続いたが、翌朝には37.0℃まで下がり、痰が一つ切れてから症状は徐々に軽減していった。日課のウォーキングと体内アルコール消毒が特例承認の治療薬を助勢したに違いない。

▲その間、最近お会いした人や事務所の役職員に感染させてはいないか気が気でなく、直接、間接的に確認を試みたが、今のところ安心している。

▲翌日には感染源と感染日時が判明し、福島・岳温泉で行われた大学時代のクラブの同期会がその数日前であったことにも安堵している。

■ 格安ツアー (R4.11.15)

▲37.7℃の発熱に驚き受診。願いも虚しく感染を宣告され、翌日から７日間の自宅待機を指示された。幸い濃厚接触者の女房に異変は無く、人様に感染させてはいないかだけが心配だった。

▲自宅待機は、私が二階の二間とトイレを使い、女房との接触を避けることになったが、開業以来45年、病気で一週間以上仕事を休んだのは手術で入院した二回だけであり、況(ま)してや自宅隔離の７日間は未知の経験となった。

▲初日こそ咳と痰の絡みが残ったものの、翌日には軽減し、青空にゆったりと流れる雲を眺めながらテレワークや読書などで時を過ごした。時になれば女房のルームサービスを完食し、世界一周の船旅をしているような錯覚に陥るほどだったが、ここに赤ワインがあればと何度思ったことか。

▲世界一周の船旅と言えば、36歳の時の夢の一つが、５人の社労士を育て60歳で引退し世界一周の船旅に出ることだった。70歳になった今年４月、漸く相談役に退いてそのチャンス到来でもあったが、日本の新型コロナ騒動の出発点が横浜港入港のクルーズ船であったことや、未だに終息の気配さえ見えず、海外で万一罹患したときのリスクを考えるとその気にはなれなかった。

▲それが今回、隔離部屋の窓から視界に入る屋根を空想で消し去って大海原を進むクルーズ船の客となり、ホノルル、サンフランシスコ・・寄港地の風景まで想像し、格安ツアーを満喫した。

▲ただ、隔離期間で読んだ京セラ・稲盛和夫氏の「経営１２カ条」や日本電産・永守重信氏の「人生をひらく」にある教えに反し、安易な道を歩もうとしていると叱られた気もした。